

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年5月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業準備調査におけるプルーフェエンジニアリング業務（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業準備調査
におけるプルーフェンジニアリング業務（一般競争入札
（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00174

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 5 月 14 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業準備調査におけるブルーエンジニアリング業務（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 7 月から 2026 年 12 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 26% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 14% を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025 年度末（2026 年 2 月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

※なお、業務の進捗状況に応じて 1) に加えて部分払いを設定する可能性がある。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

インフラ技術業務部 有償技術審査室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 5 月 20 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 5 月 21 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 5 月 26 日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2025 年 5 月 30 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 6 月 12 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- １）カンボジア国国道１号線・メコン架橋整備事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBSーランプサム型）の受注者及び同業務の従事者。
- ２）本業務は第三者の視点から行う業務のため、本業務の対象案件に係る事前調査（基礎情報収集・確認調査、当該案件を実施する借入国政府や他の開発援助機関、及び国内関係省庁が行う調査を含む）の受注者の応募は認めない。また、本業務へ応札する場合、本業務の対象案件に係る協力準備調査（F/S）への応札も認められない。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/GwJzjVYEZx>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

1) 技術提案書・別見積書

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
 - 「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算し

ます。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・目的

新規の円借款事業を形成する際には、借入国政府からの新規案件に関する要請に基づき、発注者の委託により、本邦コンサルタントがフィージビリティスタディ（Feasibility Study。以下、「F/S」という。）を実施することがある。F/Sは限られた予算と期間による実施が必要となる場合があるため、本体事業規模が大きい案件や技術的難易度の高い案件では、結果的に事業実施段階で事業内容の変更が求められたり、追加調査が必要とされたりする事例が生じ得る。そのような場合は本邦企業の参加が期待されるなかで、入札不調や高値応札による入札不成立にも繋がりがねない。

本業務は、上記のような状況を踏まえ、F/Sの各段階における調査検討内容や成果物の妥当性を精査し、その結果を取りまとめて今後の調査の質の向上・業務改善に役立てることを目的として、新規事業に関するF/S業務の第三者機関による照査（プルーフエンジニアリング（Proof Engineering）。以下、「PE」という。）業務を委託するものである。

第2条 履行期間

2025年7月から2026年12月まで

第3条 業務の内容

（1）業務概要

受注者は、発注者より提供を受けるF/Sの各段階における説明資料等の内容について、下記（2）の確認の観点に沿ってPE業務を行い、改善を要する点を取りまとめて、成果物として発注者に提出する。

(2) PE 業務における確認の観点

事業費に密接に関連する以下の協力準備調査事項を中心に、F/S の各段階における調査・検討内容や成果物の妥当性を確認する。ただし、案件の実現可能性に大きな影響を及ぼすと考えられる場合、以下の事項のみに確認の観点を限定するものではない。

① 本体工事費の適切性

- ・ 積算基準/単価/諸経費計上の適切性

② 工期の適切性

- ・ 関係機関・関連工事とのスケジュール調整（工期、瑕疵通知期間等）
- ・ 工事に関連し移設等が必要なユーティリティの把握
- ・ 休止期間/施工可能時間の設定（例：雨季/乾季、現地の連休等）

③ 施工計画、資機材調達計画の適切性

- ・ 調達施工方法（パッケージ分け、入札方式、適用予定の工法等）
- ・ 技術仕様（適用予定の技術基準・仕様、本邦技術等）
- ・ 必要な資材の調達先、品質、供給量、運搬ルート等の検討、等

(3) 業務内容詳細

- ① 発注者は、PE 業務開始時に受注者側と打ち合わせを行い、本件の実施に至る経緯、当該事業の要請の背景及び進捗状況、当該国の同分野に関する情報を共有する。
- ② 受注者は、F/S の各段階において発注者より受領した資料一式の内容を精査・分析し、上記（2）の観点から妥当性の確認を行い、調査・検討事項及び資料の欠落・不足、または論理的な整合性が取れていない等、協力準備調査業務において改善を要する点を整理して取りまとめる。
- ③ 受注者は、F/S の成果物が提出される各段階において、上記②で行った PE 業務の成果物（案）を発注者に提出の上、発注者において別途委嘱する国内支援委員による照査業務の補助を行う。具体的には、PE 業務の成果物（案）について F/S 調査団へ説明・意見交換を行い、発注者の指示に従い適宜修正を加え、最終成果物として発注者に提出する。また、各段階において開催される国内支援委員会への出席と議事録の作成・提出を行う。
- ④ 対象事業及び対象資料

ア) 対象事業

- ・ カンボジア国道 1 号線・メコン架橋整備事業準備調査（F/S）

イ) 対象資料

以下の F/S 業務の成果物等に対して、PE 業務を実施することを基本とするが、これ以外にも PE の観点が必要と発注者が判断する場合はこれに限らない。

- ・ 事業費積算に当たっての留意事項（案）（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点等。（インセプションレポート（案））
- ・ 事業費積算の基本方針（案）（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等。（インテリムレポート（案））
- ・ 事業費積算の結果（案）（事業費積算結果の解説等。（ドラフトファイナルレポート（案））

また、国内支援委員会は上記各段階での実施を想定する。

全体で 40 人日を想定しており、内訳は下表のとおり。ただし、具体的な業務時期については、各業務開始前に発注者及び受注者で協議の上、その都度決定する。

業務内容				一回当たり業務量 (人日)	業務回数	合計業務量（人日）
準備業務	発注者からの関連資料の受領、背景情報・実施の方針等に関する発注者との打合せ（PE 業務開始時）			1.0	1	1.0
	関連資料の精査、内容確認、当該上記精査・内容確認を踏まえた分析内容のとりまとめ及び本件にて作成する成果物に関する発注者との打合せ	F/S	インセプションレポート（案）	5.0	1	5.0
			インテリムレポート（案）	10.0	1	10.0
			ドラフトファイナルレポート（案）	10.0	1	10.0
	国内支援委員等との協議、必要に応じた修正、国内支援委員会の議事録作成	インセプションレポート（案）		1.0	1	1.0
		インテリムレポート（案）		1.0	1	1.0
		ドラフトファイナルレポート（案）		1.0	1	1.0
	発注者との打合せ（PE 業務終了時）			1.0	1	1.0

現地 業務	現地踏査（本邦からの移動を含め、5日間×2人を想定） 渡航時期は事業費積算の基本方針（案）の提出時期前後の渡航を想定。 ※サイト視察（2日間）、関係者との協議（1日）、移動（2日間）を想定	10.0
合計		40

第4条 業務実施上の留意事項

（１） 業務従事者の担当分野・要員配置

本業務を実施するにあたり、以下の能力を有する業務従事者を配置する。

- 道路・橋梁分野に関する10年以上の業務経験を有していること。
- 発注者側の視点から、調査設計業務の監理を行った実績を有していること。
- 当該分野に関連する技術士、もしくは博士号を有していることが望ましい。

（２） 守秘義務

① 情報管理

受注者は、本業務委託において、円借款事業の形成・審査に係る非公開情報を取り扱う場合がある。本業務委託を通じて知り得る情報の管理には最大限の注意を払わなければならない。

② 守秘義務の範囲

本業務委託を通じて知り得る情報の守秘義務は、業務従事者のほか、受注者の役職員、臨時雇用者、下請け企業及びその役職員等を含め、本業務委託の情報にアクセスするすべての関係者に及び、本業務委託契約が満了した後も無期限に効力を有する。

第5条 成果物・業務提出物等

「第3条 業務の内容」の実施状況・結果は以下の提出をもって確認する。なお、本契約における最終成果物とは、PE業務の対象となる上記第3条（３）④で示した案件について、以下の各PE成果物によって形成される。成果物の使用权は発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく他に引用または転用してはならない。成果物の記

載事項および提出時期等は以下のとおりとする。なお、成果物の様式は、発注者が指定する。

	成果物	提出時期	提出方法
1	インセプションレポート (案) への PE	資料の提供後 5 営業日以内	和文 A4 版 (PDF) 電子データにて提出
2	インテリムレポート (案) への PE	資料の提供後 10 営業日以内	和文 A4 版 (PDF) 電子データにて提出
3	ドラフトファイナルレポート (案) への PE	資料の提供後 10 営業日以内	和文 A4 版 (PDF) 電子データにて提出
4	最終成果物 ・ F/S の PE 業務 : 上記 1 から 3 に表紙等を付したもの	ドラフトファイナルレポートへの PE に関する成果品提出後 10 営業日以内	和文 A4 版 (PDF) 電子データにて提出

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名： カンボジア（カンボジア王国）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名： プノンペン都、カンダール州
- (3) 案件名： 国道 1 号線・メコン架橋整備計画（National Road No.1 and Mekong Bridge Development Project）
- (4) 事業の要約： -

本事業は、プノンペン都とベトナム国境を結ぶ国道 1 号線のうちプノンペン都ーネアックルン間において道路改良・拡幅及びメコン架橋を建設することにより、対象地域における道路輸送・物流の円滑化を図り、同国における南部経済回廊の連結性向上に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）はタイとベトナムを結ぶ南部経済回廊の中央に位置しており、地域的な物流の中継基地となることが期待されている。カンボジアの国内輸送の中心的な役割は道路が担っているが、国道・州道の舗装率は約 56%（2022 年、Overview of the Transport Infrastructure Sector in the Kingdom of Cambodia）と低く、4 車線以上の主要国道の延長距離も国道全体の 1 割以下にとどまり、経済発展に伴い近年増加している交通量に対し、道路インフラ整備の遅れが円滑な物流の妨げとなっている。

特に、プノンペン都とベトナム国境を結び南部経済回廊の一部を成す国道 1 号線は地域交通の要衝だが、多くの区間は片側 1 車線の道路であり、十分な幅員が確保されていない。近年、都市圏の拡大及び人口増加に伴い交通量が増加しており、現在の道路容量では、国道 1 号線が南部経済回廊上のボトルネックとなることが予測されている。

カンボジア政府は、運輸交通・物流分野の総合計画である「包括的インターモーダル運輸・物流システムマスタープラン 2023-2033」（Comprehensive Intermodal Transport and Logistics System Master Plan 2023-2033。以下、「CITL-MP」という。）

（2023 年 8 月）において、国道の建設・改良事業およびプノンペン都周辺におけるメコン架橋事業を優先事業に掲げ、プノンペン都を中心とした周辺国との連結性の向上を目指している。

国道 1 号線・メコン架橋整備事業（以下、「本事業」という。）は、南部経済回廊の一部を成す国道 1 号線において、プノンペン都中心部・郊外部の道路の改良・拡幅及びメコン架橋の建設を行い、輸送能力の増強及び輸送効率の改善を通じた南部

経済回廊上の輸送・物流の円滑化を図るものであり、カンボジア政府が進める CITL-MP の達成に必要な不可欠な優先度の高い事業として位置づけられる。

なお、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」では、適応活動の一つとして気候変動の影響に強靱な道路の建設及び維持管理を目標として挙げており、本事業と矛盾がない。

（２）道路セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国は、「対カンボジア王国国別開発協力量針」（2024 年 4 月）で「経済成長をもたらす産業の変革と発展」を重点分野とし、「物流（道路、港湾、税関など）の円滑化による連結性強化」に取り組むとしている。「対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー」（2025 年 1 月）では「ベトナム及びタイとの輸送力強化のためのインフラ整備」を重点課題と分析し、本事業はこれら方針、分析に合致する。国際的な物流のネットワーク強化を図る本事業は、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」にも合致する。本事業は物理的連結性を向上させるものであり、「自由で開かれたインド太平洋」における「多層的な連結性」の取組の柱に位置付けられる。

JICA は無償資金協力「国道 1 号線改修計画（第一期～第四期及び都心区間）」（2005～2017 年）、「ネアックルン橋梁建設計画」（2010～2016 年）により国道 1 号線の整備を支援し、技術協力で道路維持管理、交通安全対策に係る能力強化に努めている。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、本事業対象区間東端のつばさ橋（旧ネアックルン橋）からベトナム国境の道路改修を実施。韓国はプノンペン都でカンボジア韓国友好橋を整備予定（2028 年開通予定）。中国は、国道 1 号線と並行するプノンペン—バベット間の高速道路（2027 年 12 月完工予定）を Build Operate Transfer（BOT）方式で整備している。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 9（強靱なインフラ・工業化）に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

また、日本企業はプノンペン都を中心にカンボジアに進出している中（カンボジア日本人商工会員数は 2024 年 10 月時点で 248 社）、本事業により、同国ひいてはメコン地域の物流大動脈としての機能を期待される南部経済回廊の改善を図ることは、物流円滑化及び同回廊上に位置するプノンペン港へのアクセス改善により、輸送時間が短縮する等、日本企業の活動を下支えすることに繋がる。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的：本事業はプノンペン都とベトナム国境を結ぶ国道 1 号線のうちプ

ノンペン都ーネアックルン間において、道路改良・拡幅及びメコン架橋を建設することにより、対象地域における道路輸送・物流の円滑化を図り、もって南部経済回廊の連結性向上に寄与するもの。

②事業内容

- ア) 既存道路の改良・拡幅（フライオーバー部を含む）
- イ) 橋梁の建設
- ウ) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援等）

③事業実施機関／実施体制：公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport :）

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	業務実施の基本方針（留意点）・方法	第3条 業務の内容
2	業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	第4条 業務実施上の留意事項 （1）業務従事者の担当分野・要員配置

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

全体：1. 84人月

現地渡航回数：延べ2回

業務従事者構成の検討に当たっては、道路・橋梁の専門性を持つ従事者を含めてください。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

1) 対象国及び類似地域：全途上国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

現段階では、現地再委託は想定していない。

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ 特になし

２）公開資料

➤ 特になし

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお

願います。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：道路・橋梁の施工計画の作成、事業費の積算、調査設計業務の監理

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（３）業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

（４）技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等はA４判（縦）、原則として１行の文字数を４５字及び１ページの行数については３５行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

３．経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）本案件に係る業務量の目途

上記１．（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章 入札の手続き」の「６．（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2